

東日本大震災による民俗芸能の継承への影響

—平成25年度福島県民俗芸能継承状況アンケート調査結果から—

一柳 智子 (郡山女子大学短期大学部)

The Effects on the Inheritance of Folkloric Performing Arts by the Great East Japan Earthquake

— On the Base of Report on the Questionnaire Investigation
about the Inheritance of Folkloric Performing Arts in Fukushima Prefecture 2013 —

Tomoko ICHIYANAGI (Koriyama Women's College)

Abstract

Three years have passed since the Great East Japan Earthquake of 2011. That year, shortly after the earthquake oral interviews were begun to determine the impact of the traditional folkloric performing arts on Fukushima Prefecture. Of special interest was the investigation of the coastal region which was extremely impaired.

In addition, the research during the year 2013 included a questionnaire to investigate not only the coastal area, but the rest of the prefecture as well. As a result, it was evident that because of the long evacuation life by the tsunami and the disaster of the nuclear power plant, it was difficult to maintain folkloric performing arts due to the ongoing uncertainty.

キーワード：福島県、東日本大震災、民俗芸能、アンケート調査

はじめに

2011年の東日本大震災から3年半以上が経過した。被災3県のうち、東京電力福島第一原子力発電所事故（以後、原発事故）により現在特異な状況下にある福島県は、中期的震災復興の位相に移ろうとしている。被害甚大な浜通り地方（以後、浜通り）の人々は、すでに地域外定住に移行した人、あるいは避難生活から地域外定住への過渡期的段階にある人など、それぞれが次の段階へと生活の基盤を進めている。つまり、震災復興の段階が次のフェーズに移ってきている。

文化庁は、震災直後の初期事業として、被災

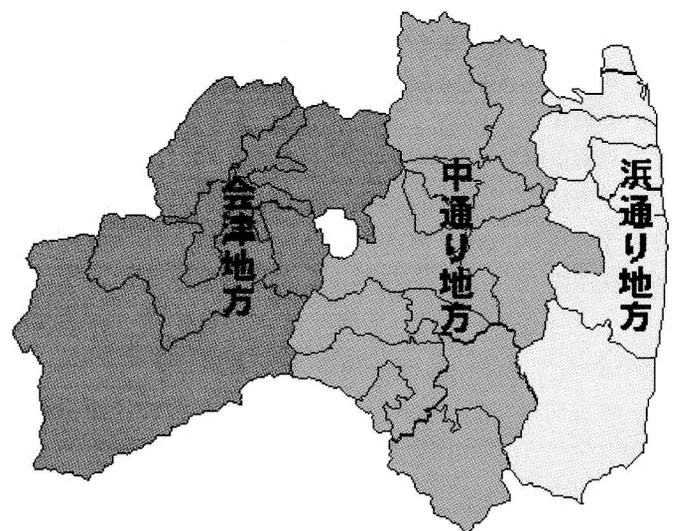


図1 福島県の3つの地方

3県に対して民俗芸能の被災状況の調査を開始した。

福島県は、平成23年11月民俗芸能学会臨時理事会で承認され、民俗芸能学会福島被災調査団（以後、福島被災調査団）が発足し、報告書は平成26年度末に提出された。

当該報告書の調査対象は、福島県浜通り13市町村（新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村、浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、川内村、広野町、いわき市 図1参照。のち線量の高い川俣町も加えられた。）に伝承されてきた祭礼行事や民俗芸能などである。約3年間に147団体の調査を実施し、伝承に関する現状、伝承意欲、支援希望などの具体的内容を把握することができた。しかし、この事業では、調査結果は何ら数値化されておらず、聞き取り調査の集積作業のみとなっている。いわゆる被災状況の民族誌の作成と支援事業の要望調査であった。

この被災直後の福島被災調査団の調査を受けて、平成25年10月福島県は、被災地域だけでなく県内の民俗芸能を悉皆的に現況把握するため「福島県民俗芸能継承状況アンケート調査」（以後、本文では「アンケート調査」）を開始した。

本アンケート調査は、その対象のうち被災地域に関しては、結果的に福島被災調査団の調査結果を数値として示したものとなった。本稿は、アンケート調査結果の県全域のデータとともに被災地域である浜通りのデータも抽出し、現在の福島県を中心に継承状況を明らかにし考察することを目的とする。

1. 東日本大震災以前の福島県における民俗芸能の継承状況把握の概要

福島県は、気候風土の全く違った浜通り地方、中通り地方、会津地方の3地方からなり（図1参照）、それぞれに、様々な民俗芸能が伝承されてきた。神楽・田楽・風流・語り物等・渡来芸等の5分類^{注1)}すべての民俗芸能が伝承されてきたほど種類が豊富な地域とあってよい。

県全域の民俗芸能の正確な数字を把握することは困難を伴う。1983年には1049件^{注2)}伝承されていると示されているが、その数字の中には「中断」や「廃絶」した民俗芸能まで含まれている。さらに、1991年には「1441件の所在を確認した」^{注3)}との記述が見える。しかし、一覧表の中を詳細にみると、民俗芸能の名称に「石井の田植踊」と「石井の七福神」を確認することができる。これら2件の民俗芸能は、福島県における国指定無形民俗文化財3件のうちの1件「石井の七福神と田植踊」を指している。つまり実体としては同様の民俗芸能が1件と判断されたり、2件と判断されたりしていることになる。さらに、「盆踊り」または「浦安の舞」などのような案件に対しての認定の可否は、深く民俗芸能の本質論に関わる事である。このように、震災前から民俗芸能の正確な件数を数えることは容易ではなかった。

2. 「福島県民俗芸能継承状況アンケート調査」の概要

福島県は、平成25年度雇用創出基金事業（厚生労働省）を受けて、「福島県民俗芸能継承状況アンケート調査業務」^{注4)}を実施した。震災前、おそらく約1000件の民俗芸能が伝承されていた。その後減少し本調査の初期情報の数字は下記の如く795件であった。本アンケート調査は震災後の継承の実態を調査することが目的であった。悉皆的にアンケートを送付する一方、県指定または市町村指定を受けた案件をはじめ、指定のための選択作業に入っていたような重要と思われる民俗芸能を抽出して、詳細な聞き取り調査を目的とした訪問調査も行った。

2-1. 調査目的

東日本震災後の福島県内の民俗芸能の現状と継承状況について、県内の民俗芸能の保存団体の関係者及び各地区の行政区長等にアンケート調査を行い、実態を把握することを目的とした。

2-2. 調査方法

(1) 対象

- ア) アンケート調査 送付予定民俗芸能数 795 標本、送付民俗芸能 693 標本
- イ) 訪問調査 21 標本

(2) 調査項目

ア) アンケート調査

- ・ 民俗芸能の継承に関する状況
- ・ 東日本大震災による被害状況
- ・ 民俗芸能を継承する団体の後継者育成と存続にかかる問題
- ・ 民俗芸能の活動を継続するために必要な事項（用具・衣装の現況、記録資料・映像資料の所在確認を含む）

イ) 訪問調査

- ・ 民俗芸能の継承に関する状況
- ・ 東日本大震災による被害状況
- ・ 民俗芸能を継承する団体の後継者育成と存続にかかる問題
- ・ 民俗芸能の活動を継続するための課題
- ・ 用具・衣装の現況
- ・ 記録資料・映像資料の所在

(3) 調査実施方法

- ア) アンケート調査 郵送による配布、回収
- イ) 訪問調査 調査員が現地に赴き実施

2-3. 調査実施状況

(1) アンケート回収状況

発送標本数693標本、回収標本数475標本、回収率68.5%

3. 「福島県民俗芸能継承状況アンケート調査」結果と考察

県内の民俗芸能の悉皆調査結果として県全域の数値をだし、加えて被災状況を把握するために浜通りの数値を併記した。また、アンケート用紙には、各質問項目の下に具体的内容を記述する欄が設けられている。したがって、本アンケート方法は、選択式と自由記述式が混在した様式となっている。

3-1. 東日本大震災の被害状況

東日本大震災は、1次的に地震が発生し、次にそれによって津波が発生した。他の被災2県はここまでの被害である。福島県の場合は、2次的な津波発生の後、原発事故が発生した。事故直後、津波被害地域と原発被害地域が概ね重なっていたことにより、本調査の質問項目では原発事故の被害を津波による被害に含めた。

3-1-1. 地震による被害

東日本大震災の地震による被害状況は、県全域の71%は被害がないが、浜通りは62%と県全域に比較して数値が高い（図2参照）。アンケート内の自由記述欄の主な内容を抽出すると、「社寺の鳥居や灯笼・石碑などの石造物の倒壊」、「境内の収蔵庫の全壊や一部破損」など民俗芸能の奉納場所に関わる場所の被害、保存会の会員自身の家屋等の倒壊などがある。

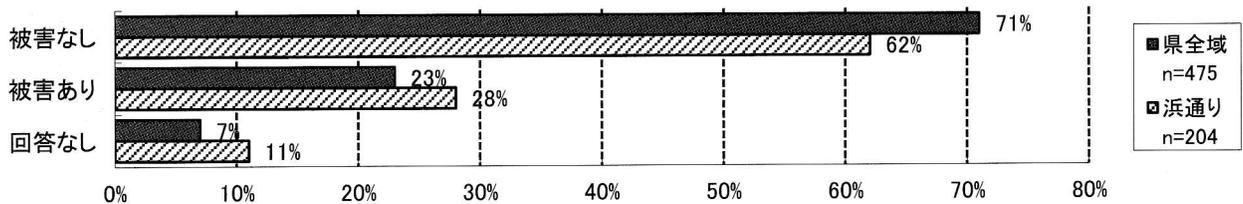


図2 地震による被害

3-1-2. 津波による被害

東日本大震災の津波による被害状況は、中通り・会津の両地方は、内陸であるので津波の被害はない。県全域の「被害あり」の7%は、すべて浜通りである。その浜通りのうち「被害あり」は14%であり、県全域に比較して沿岸地域の民俗芸能の被害割合が多いことを示している（図3参照）。

「被害」の内容を詳細に検討すると、物的・人的両被害が混在している。最新の福島県発表によれば、浜通り13市町村の人的被害は、表1のように、直接死、関連死、死亡届等^{注5)}含めて3,576人である。

浜通り13市町村のうち、複数の市町村に関して、帰宅可能地域が増加はしているものの、富岡町、大熊町、浪江町、葛尾村、南相馬市、飯館村、川俣町の一部は居住制限区域、双葉町、大熊町、浪江町の大半の地域が未だに帰還困難区域となっている（図4参照）。

物的被害として「装束、獅子頭等、神社自体が全部流出した」等の記述を抽出することができる。

さらに、物的被害として原発事故に因るものを付け加えることができる。装束、獅子頭、太鼓等のうち、高い放射線量を示すものに関しては、地域外に持ちだすことが不可能である。津波に流されていなくても、実質的使用不可能ということである。したがって、図3の「被害あり」の浜通り14%は、これら人的、物的被害の総体であるといえよう。

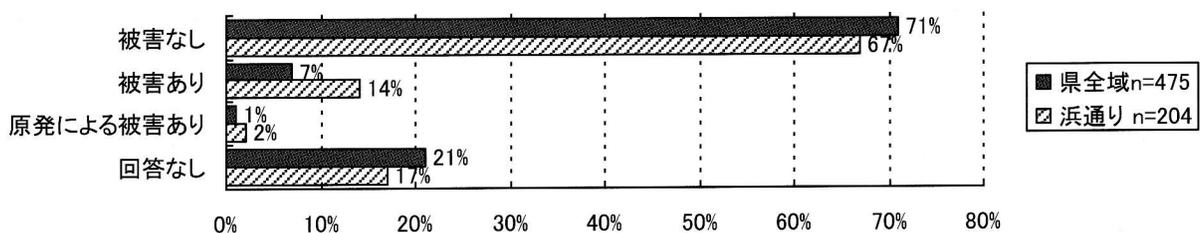


図3 津波による被害

表1 福島県発表 東日本大震災被害状況^{注6)}
(平成27年2月2日現在)

市町村名	死者			
	直接死	関連死	死亡届等	死者数計
相馬市	439	26	19	484
南相馬市	525	467	111	1,103
広野町	2	39		41
楡葉町	11	110	2	123
富岡町	18	279	6	303
川内村		79		79
大熊町	11	108		119
双葉町	17	128	3	148
浪江町	149	342	33	524
葛尾村		29	1	30
新地町	100	9	10	119
飯館村	1	42		43
いわき市	293	130	37	460
			合計	3576

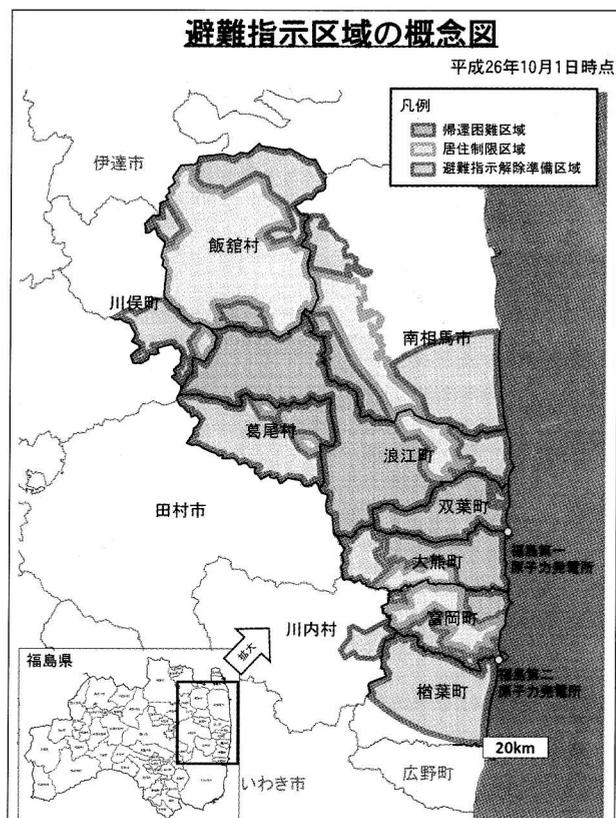


図4 避難指示区域の概念図^{注7)}

3-2. 継承状況

東日本大震災後の民俗芸能の継承状況は以下の様である。

「毎年実施」が71%、「数年おき」^{注8)}が1%であり、この「毎年実施」、「数年おき」とは、両者とも継承の様相が定期的に開催しているところを指すので合計72%が定期的に開催していると言える(図5参照)。「休止中」は県全域で16%、浜通りでは約2倍の30%である。しかし、この「休止中」の要因が東日本大震災に起因するものかどうかの下位項目は、本アンケートにはないので、詳細を論ずることはここではできない。

「廃絶」は県全域で2%、浜通りは3%である。大きな差異は認められない。ここでは「休止中」または「廃絶」の選定に関する基準設定が不十分であるので、民俗芸能伝承者の個々の認識に負うところが大きい項目であると言える。たとえば、毎年実施していたある民俗芸能を5、6年以上実施が中断した場合、保存会が未解散でしかも伝承者側に「そのうち再興したい」意思が存在するという条件があれば、通常それは伝承者及び当該地域住民にとって「休止中」と判断され、「廃絶」と認めてはいないだろう。それが、10年以上の場合はどうだろう。この「休止中」と「廃絶」の認定に関わる伝承者の認識という問題は、民俗芸能の本質を考えるうえでも、震災復興のための公共事業を模索するうえでも、復興支援の両輪である物的・人的側面のうち人的な意味で重大な課題である。

本項目の自由記述欄及び訪問調査において以下の具体例を抽出できた。

- ・多くは高齢化や少子化で後継者がいない。
- ・信仰心が低下して会員以外の協力を得ることが難しくなった。
- ・子どもは学校を卒業すると郷里を離れてしまう。
- ・親は参加しても子どもはさせたくない。

- ・保存会は会員外から趣味の会と思われていて熱意がわからない。
- ・会員の勤務形態がさまざまで夜勤や日曜出勤、さらには多忙で揃っての練習が難しい。
- ・指導者や世話役が育たない。
- ・女性は郷里以外に嫁ぐことが多くなり協力が得にくい。

上記の具体例は、今後の継承に関しての伝承者の不安を示しており、福島被災調査団の報告^{注9)}と共通する。また、浜通りで地震、津波、原発すべての被害を受けたにもかかわらず、「請戸の田植踊り」（浪江町）は諸々の好事情により毎年実施している。

ここで付け加えるべき点として、特に浜通りにおいて多くの休止中の民俗芸能が存在しているにもかかわらず、平成27年1月現在保存会として解散した事例はない。訪問調査による理由として、「避難先が分散しており解散のための会議を開くことが困難である」点を主なものとして抽出できる。

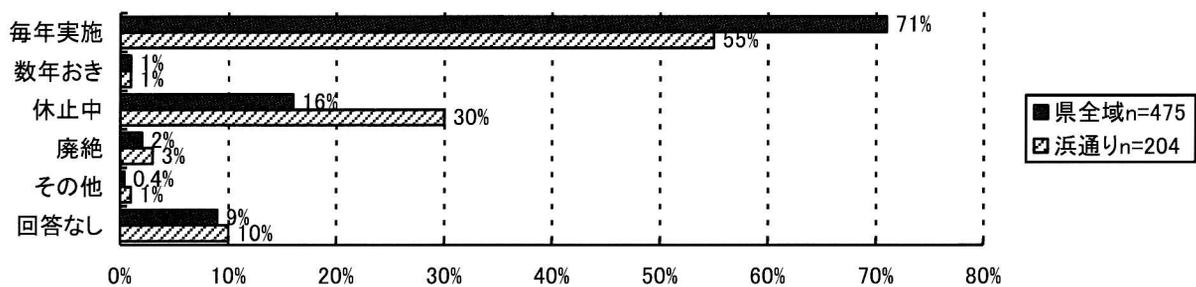


図5 継承の態様

3-3. 再興

3-3-1. 再興の契機

東日本大震災後の再興の契機に関する質問項目は、民俗芸能が震災後再興した団体への下位項目である。したがって、図2、3の「被害あり」の回答者が回答した項目である。質問内容の性質上、複数回答を可能とした。

「県・市町村の補助金」^{注10)}や「民間の助成金」が再興の契機になった芸能が、県全域で21%と8%で合計29%である。浜通りでは、18%と9%で合計27%である（図6参照）。公的資金が契機の一助となっている程度の差は小さいといえる。したがって、津波及び原発事故による被害地域以外の地域においても、およそ同程度に復興のための公的資金が投入されていることがわかる^{注11)}。「集落の盛り上がり」とは、公的資金によらない復興の契機を意味する。ここでは数値として示すことはできていないが、「県・市町村の補助金」又は「民間の助成金」と「集落の盛り上がり」の両者に回答しているものも複数あった。本稿では、公的資金を受けたことが契機となって「集落の盛り上がり」を見せた、と仮に解釈しておく。

さらに、「集落の盛り上がり」は、浜通りのほうが県全域よりわずかに多い。しかし、回答者は、具体的に集落のいかなる状況をもってして「盛り上がり」と判断したか。本項目は、先にも述べたが、公的資金によらない復興の契機を想定したものであるが、実質的的回答は、本選択項目とともに「県・市町村の補助金」あるいは「民間の助成金」を複数回答しているものもある。であるならば、「集落の盛り上がり」の単独選択が、完全に公的資金との関係から離れた、集落の人々の復興的ムードによると解釈することができるであろう。

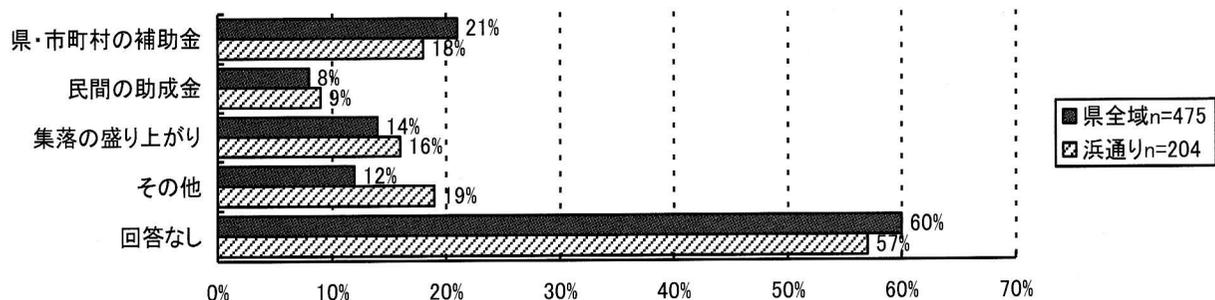


図6 再興の契機

3-3-2. 再興のための必要課題

東日本大震災後の再興のための必要課題に関する質問項目は、民俗芸能が震災後再興した団体への下位項目である。

再興のために必要な課題のうち、「後継者（継承者）の育成」（以後、「育成」）は県全域が69%、浜通りが67%であり、また「後継者（継承者）の確保」（以後、「確保」）は県全域が59%、浜通りが62%であり、両者とも重要項目であるといえる（図7参照）。時間的経緯としては、「確保」は「育成」に先行する課題である。しかし、本選択項目では、両課題の先後に関わる指示が示されておらず、したがって、回答者の自由な解釈に依存してしまっている。もちろん、質問事項の内容の性質上、複数回答は前提的であるので、回答割合は合計で100%を大幅に超過していることは矛盾とは言えない。「確保」と「育成」に関しても、「確保」という課題と「育成」という課題は、それぞれ約60～70%で同時並行的に必要であると、伝承者に認識されていることを示している。さらに、「確保」と「育成」の問題は、伝承者にとって大きな解釈の違いがある。つまり、「確保」は、保存会など当該民俗芸能を直接担当できる後継者の人数不足を補うことであり、「育成」は、「確保」を目指した保存会の外における広報の方法と当該民俗芸能の伝承の本体の教授内容の模索の意味が混在した項目立てとなってしまう。

次に、「指導者、指導できる人の確保」が課題として選択されている。指導者の高齢化は福島県だけに限らない。さらに、浜通り地方の特に沿岸部では、津波で多くの指導者が死亡している（表1参照）^{注12)}。指導者に関しては、特に一朝一夕に養成できないので、伝承者自身の課題として、後継者問題に重層的に覆いかぶさっている。

「上演や行事に使用する道具類の修繕」には、自由記述及び訪問調査によれば「修繕」に「新調」的要素も付け加わっている。具体的な主な記述を抽出すると以下の様である^{注13)}。

- ・修理や新調をしたくとも資金が工面できない
- ・山車や太鼓台などは高額な費用を要するために保存会だけでは不可能である
- ・修理できる業者が地元にはいない
- ・修理するにもこれまでと同じ材料や材質が見つからない
- ・近年の子どもは体格がよくなりこれまでの衣装は着られなくなったが新調する資金がない
- ・草鞋や草履などの藁細工をできる人がいなくなり入手に困っている

次に選択項目「見学者や行事参加者の確保」及び「上演する場の確保」の2項目は、上記に述べた4つの項目とは、内容の性質を異としている。上記4項目は民俗芸能本体の再興のための課題であるのに対して、本2項目は、民俗芸能の上演空間に関わる要望である。

「上演する場の確保」は、2通りの解釈が可能である。「上演する場がないので希望する場合」と「上演す

る場があるがさらに希望する場合」の2つである。県全域5%（24件）のうち14件（浜通りの7%）は浜通りの民俗芸能である。その内訳は、すべて現在なお避難指示区域に指定されている地域の芸能である。したがって、浜通り7%は、「上演する場がないので希望する場合」と解釈でき、その他は「上演する場があるがさらに希望する場合」と解釈できる。

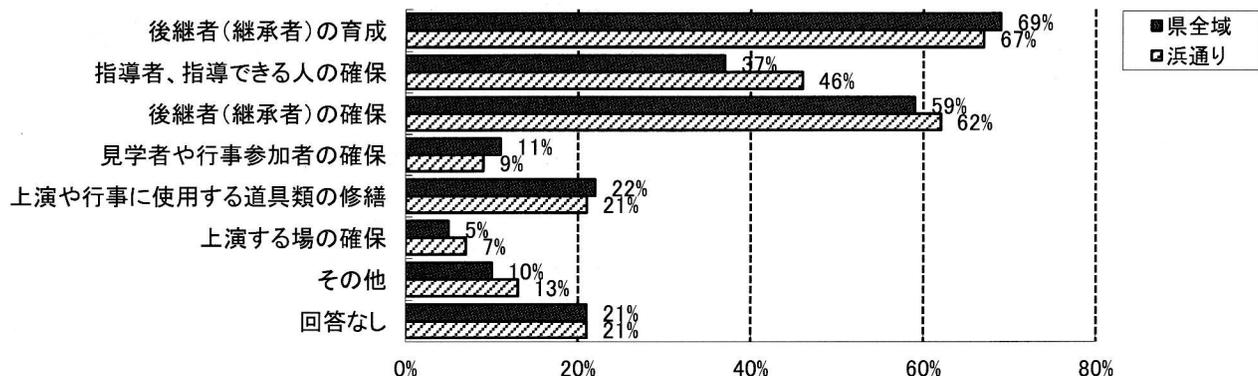


図7 再興のための必要課題

3-4. 実施して欲しい事業

東日本大震災後、再興のために実施してほしい事業に関する質問項目は、民俗芸能が震災後再興した団体への下位項目である。再興の契機の次段階として、具体的施策の要望が選択肢となっている。

最も多いのは「道具・衣装などの補充・修繕など、継承に資する事業」で県全域、浜通り共に45%である。この点から、被災の有無にかかわらず半数近くの民俗芸能に関わる道具・衣装等の補充・修繕が要望されていると解釈することができる。前述3-3-2でも同様の結果が得られている。震災直後から平成26年度現在までは、文化庁により事業が実施されているが（注11参照）、その事業も平成27年度で終了する予定である。この項目は、今後発展的に解決しなければならない問題となろう。

2番目に多いのが、「担い手交流会（合同発表会の開催）など、子どもたちに、民俗芸能を体験・習得させる事業」で県全域、浜通りともに33%である。この項目の内容は、つまり、3-3-2で述べた「育成」のうちの「確保」を目指した保存会の外における広報の方法」の一つの具体案である。さらに分析すると、本項目の内容は、将来の観客の育成、地域文化教育、子ども自身の故地の文化伝承意欲の向上など複数の目的が混在したものとなっていることがわかる。したがって、回答者の意図には、これら3つの目的のうちの1つあるいは複数が含まれていると解釈しなければならない。

次に「ふるさと祭り（合同発表会の開催）など、継承活動を支える活動を行う事業」、「民俗芸能の映像記録・上映会など、映像に記録し公開する事業」、「篠笛奏者の養成（合同講習会の開催）など、後継者（継承者）を養成する事業」の3つの項目が、それぞれ27%、25%、24%と同程度の割合となっている。

「ふるさと祭り（合同発表会の開催）など、継承活動を支える活動を行う事業」に関しては、福島県がここ数年行っている「ふるさと祭り」のイメージを念頭に置いた内容である。二本松市も毎年「にほんまつ伝統芸能祭」を行っている。発表会形式の事業は、民俗芸能の「信仰の庭」^{注14)}に関わる問題を含みその目的にやや齟齬があるとみなされるが、継承を維持する目的であるならば、現時点ではやむを得ない施策である。

「民俗芸能の映像記録・上映会など、映像に記録し公開する事業」は、継承維持のための事業としては、必要な内容であると考えられる。

「篠笛奏者の養成（合同講習会の開催）など、後継者（継承者）を養成する事業」は、図7の「後継者の

育成」の具体案である。ただし、訪問調査によれば、篠笛の技術に加えて民謡の唄手の養成も同程度に必須事項であるというデータが得られた（図8参照）。

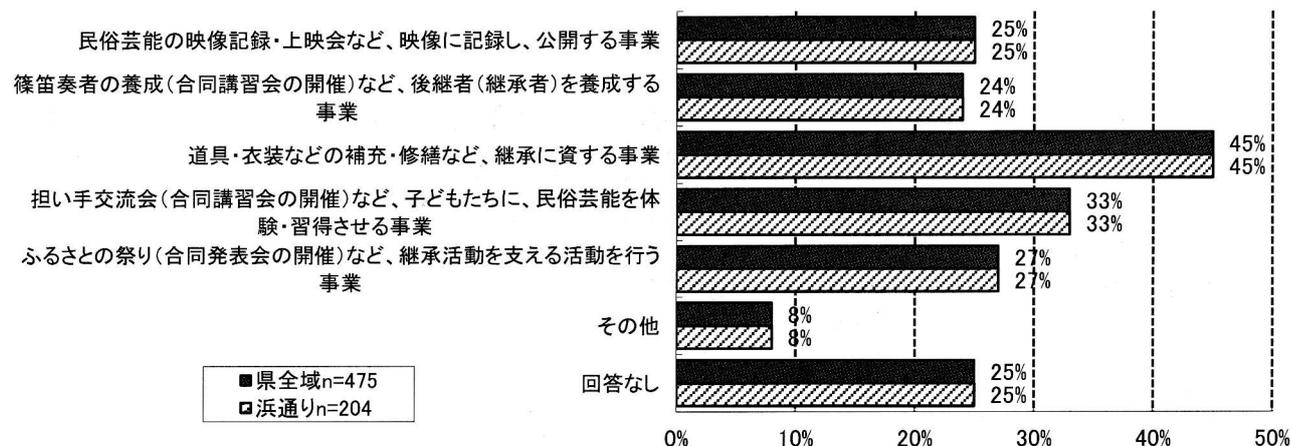


図8 実施してほしい事業

おわりに

本アンケート調査報告において明らかになった点をまとめると以下のようなものである。

1. 被害状況：福島県の民俗芸能は、浜通りの方が、県の他地方より多くの地震及び津波（原発事故を含む）による被害を受けた。
2. 継承の実態：浜通りの民俗芸能の30%が休止中である。その理由の大半は、住民が故地に帰還できていないことである。
3. 継承のための要望：大震災後3年以内の民俗芸能伝承者の継承意識としては、物的被害に関して道具類の修繕・新調の要望があり、人的被害としては、後継者不足を補てんするための施策を要望している。

1.は、浜通りの民俗芸能の被災状況が、福島被災調査団の調査方法と調査地域の妥当性を数値として示すことができたことに意義がある。

2.は、平成27年1月復興庁は避難指示区域住民の帰還の意向を調査した^{注15)}。それによると、「戻らない」と回答した住民は、富岡町49.4%^{注16)}、浪江町48.4%^{注17)}、大熊町57.9%^{注18)}、双葉町55.7%^{注19)}である。この4町の約半数前後が戻らないと回答している。避難指示区域のその他の町村（図4参照）でも20%を超えている。地域コミュニティーの基盤の上にある民俗芸能を考える場合、今後の帰還の可能性または帰還への期間により、この割合はさらに増加する見込みである。これらの結果は、民俗芸能の本質のみを追求しては、問題の解決は困難を極めるということを示している。

3.は、「震災後3年以内の民俗芸能の継承意識」という前提付きである。今後、中期的位相からさらに長期的位相に移行していく際には、新たな施策が必要視されていくであろう。

最後に、今後の課題として、福島県全域の民俗芸能の継承件数に関して、各民俗芸能を具体的に捉えた正確かつ推移別の数値化に関わる調査と報告の必要がある点を付け加えておく。

注

- 注1) この5分類は、本田安次の分類による。文献7) p.4～5
- 注2) 福島県教育委員会編 1983『福島県ふるさとの民俗芸能』日進堂印刷p.10
- 注3) 福島県教育委員会 1991 福島県の民俗芸能—福島県民俗芸能緊急調査報告書— 日進堂印刷 凡例
- 注4) 調査機関は、福島県（企画調整部文化スポーツ局文化振興課）である。
実施機関は、「福島県民俗芸能継承状況アンケート調査業務」事務局（代表：郡山女子大学短期大学部一柳智子）である。
また、調査期間は以下の様である。
(1) アンケート調査 平成25年12月2日～平成26年1月31日
(2) 訪問調査 平成26年2月1日～平成26年3月20日
- 注5) 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっていないが、死亡届等が出されている者
- 注6) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/shinsai-higaijokyo.html>
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/shinsai-higaijokyo.html>
平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1362報）平成27年2月2日（木）午前8時00分現在
- 注7) 福島県避難地域復興課のホームページ「区域見直し」参照。平成27年1月20日（火）午後2時現在
http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/141001/20141001kawauchi_gainenzu.pdf
- 注8) 数年おきの中にはその年数が決まっているところと、条件が整った際にというのも含まれている。さらに、指定の干支の年に開催など、態様は様々である。
- 注9) 文献10) p.p.1～12、p.p.31～60
- 注10) 市町村からの補助は2万円から3万円が多い。補助はなく、祝儀と会員の自己負担だけに頼っている団体も少なくない。
- 注11) 浜通りの津波および原発災害によって被害を受けた民俗芸能に関する用具、装束、楽器等について、文化庁が2011年から実施していた「民俗芸能学会福島調査団」による「福島地域の無形民俗文化財被災調査」の成果を活用して、「無形民俗文化財伝承復興事業」が実施されてきた。内容は、上記用具類等の新調、修理である。
- 注12) 本アンケート調査は、調査方法の性質上、保存会会長又は師匠と呼ばれている指導者等の所在不明あるいは死亡の場合は、未回答となっている場合が想定される。したがって、民俗芸能の指導的立場にある人の死亡人数の把握はできていない。しかし、先行した文化庁による「民俗芸能学会福島調査団」の報告書および筆者の聞き取り調査により以下の事例を認めることができた。
- ・南相馬市小高区 「村上の田植踊り」 保存会会長、副会長を含め12名の会員が津波で死亡。
「村上の神楽」 保存会会長、他1名が津波で死亡。
 - ・浪江町 「請戸の田植踊り」「請戸の神楽」 奉納神社である茗野神社が全部流出。宮司一家が死亡。
宮司の三女（神奈川県在住）が翌年祭礼行事を行った。
- 注13) これらの内容は、ほとんど文化庁の「民俗芸能学会福島調査団」の調査報告書にもみられるものである。物的被害に関しては、新調、修理等の措置を施している。（注7参照）
- 注14) 文献7) p.1
- 注15) 復興庁のホームページ 「復興に向けた取組」「復興の現状と取組」参照。平成27年1月20日午後2時現在
http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/150107_10gennjyoutokadai.pdf
- 注16) 平成26年8月調査
- 注17) 平成26年8月調査
- 注18) 平成26年9～10月調査
- 注19) 平成26年9～10月調査

文献

- 1) 阿部浩一 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター編 2013 ふくしま再生と歴史・文化遺産 山川出版社
- 2) 懸田弘訓 2001 ふくしまの祭りと民俗芸能 歴史春秋出版
- 3) 東日本大震災民俗文化財現況調査報告書岩手県-I 2012文化庁
- 4) 福島県教育委員会編 1983 福島県ふるさとの民俗芸能 日進堂印刷
- 5) 福島県教育委員会 1991 福島県の民俗芸能—福島県民俗芸能緊急調査報告書— 日進堂印刷
- 6) 星野紘 2012 過疎地の伝統芸能の再生を願って 国書刊行会
- 7) 本田安次 1979 芸能 有精堂
- 8) 宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会 2013 東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査2012年度報告集 文化庁
- 9) 宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会 2013 東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査2012年度報告集別冊 文化庁
- 10) 民俗芸能学会福島調査団 2011～2013 福島県域の無形民俗文化財被災調査報告書 文化庁
- 11) 山口弥一郎著 石井正己、川島秀一編 2011 津波と村 三弥井書店